

広島県野生生物の種の保護に関する条例施行規則

改正後	改正前
<p>(管理地区内における許可を要しない行為)</p> <p>第十七条 条例第二十一条第九項第二号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～九 略</p> <p>十 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 保安林の区域等における森林法第三十四条第二項各号に該当する場合の同項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)に規定する行為(条例第二十一条第四項第六号及び第九号から第十一号までに掲げるものを除く。)又は森林法施行規則(昭和二十六年農林省令第五十四号) <b>第六十三条第一項第一号</b>に規定する事業若しくは工事を実施する行為(条例第二十一条第四項第十号及び第十一号に掲げるものを除く。)</p> <p>ハ～リ 略</p> <p>十一 略</p>	<p>(管理地区内における許可を要しない行為)</p> <p>第十七条 条例第二十一条第九項第二号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～九 略</p> <p>十 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 保安林の区域等における森林法第三十四条第二項各号に該当する場合の同項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)に規定する行為(条例第二十一条第四項第六号及び第九号から第十一号までに掲げるものを除く。)又は森林法施行規則(昭和二十六年農林省令第五十四号) <b>第二十二條の十一第一号</b>に規定する事業若しくは工事を実施する行為(条例第二十一条第四項第十号及び第十一号に掲げるものを除く。)</p> <p>ハ～リ 略</p> <p>十一 略</p>